

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-1 ① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

- ・ 千葉工業大学の建学の精神は「師弟同行」「自学自律」である。これは建学時に定められた基本理念の中から、そのエッセンスとして現代に引継がれるべきものとして選定されたものであり、その意味するところは、「師弟同行」は「きめ細かな指導体制のもと、教員と学生が一体となって学問に携わること」とし、「自学自律」は「創造性豊かな人材の育成。すなわち自ら学び・思索し・創造し・解決する力を養うこと」としている。
- ・ 建学の精神は、学生に毎年配布される「学生便覧」「大学院要覧」並びに「シラバス」の冒頭に明示して周知している。また、津田沼・芝園の2つのキャンパスの掲示板や各教室に掲示し学生に周知している。
- ・ 「入試ガイド」の冒頭にも記載し、高校生及び受験生に明示している。また、大学ホームページで学外にも公開している。更に毎年の入学式後に新入生、保護者及び教職員に対して「学長講話」を実施し、本学の沿革、建学の精神・教育目標・教育指針を骨子として、本学の伝統と誇り、大学で学ぶ意義について解説している。
- ・ 新規採用の教員に対しては学長が建学の精神を詳しく説明している。また、新規採用の職員に対しても常務理事が建学の精神を説明している。全教職員及び全学生に対しては年度ごとに配布する「履修ガイド及び授業時間表」に建学の精神や教育目標を記載している。
- ・ 建学の精神と教育目標については、毎月発行される学内報「NEWS CIT」にも掲載している。この「NEWS CIT」を学内の教職員、学生、保護者及び同窓生、その他広く学外に配布している。また、建学の精神を記した「NEWS CIT」をホームページにも掲載している。
- ・ 建学の精神や教育目標を学生が周知しているかどうかの状況を、毎年行われる学生生活アンケート調査の質問項目に含めて調査している。

(2) 1-1の自己評価

- ・ 建学の精神を、学生便覧や各種のパンフレット・刊行物・学内報・ホームページ、掲示板での掲示や学長講話等、様々な学内メディアを通じて明示している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 建学の精神については、今後も継続的に、学外にあってはホームページや各種刊行物で、学内にあっても様々な場面で紹介・解説し、一層、周知・理解を深めるように努力する。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

- ・ 本学の使命・目的は、建学の精神を踏まえ学則及び大学院学則に定め明記している。平成19（2007）年度には3つの学部及び3つの研究科の教育目的を定め、学則に明記した。また、科学技術の変化に対応し著しい発展をリードしていくには、基礎学力や教養に基づいた自立性やコミュニケーション能力の向上が欠かせないという問題意識に基づき、本学では建学の精神に培われた実践的な教育目標として、「科学技術の厳しい変化に対応できるしっかりした基礎学力を持つ学生〔人材〕の育成」を掲げている。
- ・ 建学の精神、本学の教育目的に則り、教育目標を実現し学生一人ひとりに対する教育の付加価値を高めるために、7つの教育指針を策定し全学での共有・実践に努めている。
- ・ 各学科でのJABEE(日本技術者教育認定機構)プログラムの導入を契機に各学科での教育目的の見直しを行った。工科系大学における職業人・技術者の養成を目的にその人材像を明確化し、これらを「学生便覧」に明示している。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

- ・ 本学の教育目的及び大学院の教育目的は「千葉工業大学学則第1条」及び「千葉工業大学大学院学則第2条」に明示している。また、全文を「学生便覧・大学院要覧」に収録している。
- ・ 7つの教育指針については、建学の精神・教育目標に併記するかたちで、「学生便覧」等の冒頭に明示し周知している。新入生・新規採用教員等に対する周知についても、基本的に前項「1-1-①」と同様に扱っている。
- ・ 平成20（2008）年度より、教養科目担当の非常勤講師に対して、学長が辞令交付の際に建学の精神・教育目標・教育指針を解説している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

- ・ 本学の教育目的を学則・大学院学則に明記し、それらをホームページで公開している。教育目標・教育指針も、建学の精神とともに大学ホームページや「入試ガイド」等に明確に記載・公表している。
- ・ 大学の教育目的の当該年度における達成状況を毎年度、事業報告書として作成し、理事会での承認を経てホームページで学外に公表している。また、当該年度の事業計画についても同様に公表している。

(2) 1-2の自己評価

- ・ 教育目的を学則・大学院学則に明示し公表している。また、建学の精神とともに教育目標と教育指針を「学生便覧」や「大学院要覧」等に明示している。その他、各種のパンフレット・刊行物、掲示や学長講話等の様々な学内メディアや機会を利用して明示し、ホームページにより公開している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 建学の精神と併せて、学外には学内報やホームページ、学内では入学式及びガイ

ダンス時等の機会を利用して繰り返して説明を行い、今後とも周知・理解を深めるように努力する。今後は全学としての教育目標や教育指針に加え、各学部や研究科の教育目的を明示し公開していく。

[基準1の自己評価]

- ・ 建学の精神については、様々な学内メディアや機会を利用し、学内外に対して適切に公開・周知している。大学の教育目的についても学則・大学院学則に明記し公開している。教育目標や教育指針についても建学の精神と併せて公開・周知している。

[基準1の改善・向上方策(将来計画)]

- ・ 今後は建学の精神や教育目標に加え、各学部や研究科の教育目的等を明示・開示していく。また、それらを全学教職員及び学生が共有するために、学内外において様々な機会を利用し説明・周知を継続する。